

答弁書第四〇号

内閣参質一〇四第四〇号

昭和六十一年五月一日

内閣総理大臣 中曾根 康弘

参議院議長 木村 睦男 殿

参議院議員飯田忠雄君提出条例による科刑の違憲性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員飯田忠雄君提出条例による科刑の違憲性に関する質問に対する答弁書

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十四条第五項の規定が憲法第三十一条に抵触しないことは、昭和三十七年五月三十日の最高裁判所大法院判決の示すとおりである。